

新型コロナウイルス感染症に起因する離職者の三重県営住宅募集要領

新型コロナウイルス感染症に起因する離職により、現在、三重県内において求職中の方を対象として、1年間の期間に使用を許可します。

1 申込期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木） ※消印有効

2 申込書類の配布場所（配布時間は午前8時30分から午後5時まで）

三重県県土整備部住宅政策課 津市広明町13番地
鈴鹿亀山不動産事業協同組合 鈴鹿市寺家町1085-1
伊賀南部不動産事業協同組合 津市上浜町1丁目5-1 エトアール津102

3 受付場所（郵送に限ります。）

鈴鹿亀山不動産事業協同組合 〒510-0253 鈴鹿市寺家町1085-1 電話 059-373-6802
伊賀南部不動産事業協同組合 〒514-0008 津市上浜町1丁目5-1 エトアール津102 電話 059-221-6171

4 申込方法

申込者が3の受付場所へ以下の書類を添えて郵送（令和4年3月31日までの消印有効です）してください。
なお、以下の書類を全てそろえる必要があります。

必要書類：①三重県営住宅一時使用許可申請書、②離職証明書、③申出書兼誓約書（原則、申請者の自筆に限ります）、④住民票の謄本（世帯主、続柄、国籍・地域、在留資格、在留期間等、在留の期間の満了日、在留カード等の番号が記載されているもの）、⑤出生証明の写し（外国籍の方のみ）、⑥ハローワークカード（ハローワークで発行を受けたもの）の写し

※①～③の必要書類については各配布場所にて所定の様式をお受け取りください。

5 県営住宅の募集戸数

募集戸数 23戸（高見ヒルズ3戸、笹川団地4戸、高岡山杜の郷1戸、桜島団地2戸、白塚団地3戸、一身田団地9戸、旭団地1戸）

6 使用条件

- (1) 敷金・保証人は、不要です。
- (2) 住宅の提供期間は、1年以内です。
- (3) 住宅使用料は毎月末日までに納付してください。
- (4) 県の許可なく使用者（同居者を含む）を変更することはできません。
- (5) 団地によっては、共益費や自治会費、駐車場使用料がかかります。
- (6) ペットの飼育はできません。
- (7) 駐車場は1世帯1台まで利用できます。
- (8) 県の許可なく部屋の模様替え（壁の塗り替えやクロス替え、既設設備の撤去等）はできません。
- (9) 騒音や振動、悪臭など近隣の方に迷惑をかける行為は禁止されています。
- (10) 住戸内では、営業行為は禁止されています。
- (11) 退去の際には、原状回復（使用当初の状態にして部屋を返還）をしていただきます。

7 使用申込み資格

以下の条件を有する方が応募できます。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に起因する離職により、現在、三重県内において求職中であること
- (2) 使用者及び同居しようとする親族が次のいずれにも該当しないこと
 - ①県営住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受け、明渡しの期限までに、住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと
 - ②県営住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受け、明渡しの期限までに、明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと
 - ③県営住宅の明渡しの請求を受けた者と同居していた者のうち、明渡しの原因となった行為をした者が

使用しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合は、明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと

- (3) 過去に県営住宅に入居していた者については、県営住宅の未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がないこと
- (4) 過去において県営住宅に入居していた者であって、当該住宅の使用に係る債務を免れていないこと
- (5) 使用者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

8 決定方法

使用の申込みに必要な書類の提出を確認できた時点において、提供可能住戸の内の空き住戸を提供します。

9 使用開始指定日

令和3年4月1日（木）以降随時

10 申込方法等の詳細についての問合せ先

三重県県土整備部住宅政策課	電話 059-224-2703
鈴鹿亀山不動産事業協同組合	電話 059-373-6802
伊賀南部不動産事業協同組合	電話 059-221-6171